

定額減税の概要

令和6年度税制改正に伴う所得税
の特別控除

定額減税の対象者

- 令和6年分所得税の納税者である居住者で、
- 合計所得金額が1,805万円以下の方
- （給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下）
- ※子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下

定額減税額

- 本人（居住者に限る）：30,000円
- 同一生計配偶者または扶養親族（居住者に限る）：1人につき30,000円
- ※合計額がその人の所得税額を超える場合、その所得税額が限度

実施方法（給与所得者）

- 令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含む）から、
- 源泉徴収される所得税等の額から特別控除額が控除されます。
- 控除しきれない部分は、以後令和6年中に支払われる給与等の
- 源泉徴収税額から順次控除されます。

実施方法（公的年金受給者）

- 令和6年6月1日以後最初に支払われる公的年金等から、
- 源泉徴収される所得税等の額から特別控除額が控除されます。
- 控除しきれない部分は、以後令和6年中に支払われる公的年金等の
- 源泉徴収税額から順次控除されます。

実施方法（事業所得者等）

- 令和6年分の所得税の確定申告時に、所得税額から特別控除額が控除されます。
- 予定納税の対象者は、第1期分予定納税額から本人分の特別控除額が控除されます。
。

注意事項

- 定額減税額が所得税額を超える場合、その超える部分は控除されません。
- 所得制限を超える方も、年末調整や確定申告で精算が行われます。